

2026 年 10 月 30 日 全 4 頁

ベストオーナー税制の論点

事業譲渡への税制措置による企業の選択肢拡大に期待

金融調査部 研究員 平石 隆太

[要約]

- 経済産業省は 2027（令和 9）年度税制改正要望において、「事業ポートフォリオ転換・強化促進税制」（以下、ベストオーナー税制）の創設を求めた。一定期間内に事業等の売却と買収を行う場合に、売却益に対する法人税の課税を繰り延べる措置である。売却・買収の範囲や課税繰延べの内容、割合など、制度の詳細は明らかではなく、今後の税制改正の議論が注目される。
- スピンオフ（パーシャルスピンオフを含む）や会社分割といった事業再編手法においては、課税繰延べなどの税制措置が既に設けられている。ベストオーナー税制も事業の切出しを促進するための税制措置の一種であるが、売却と買収の両方が企業に求められる点が特徴であり、より成長投資に重点が置かれているといえよう。制度設計において使い勝手がよい制度となれば、企業にとって事業再編の選択肢が広がるだろう。

1. 事業ポートフォリオ転換を促進

2026 年 7 月 21 日に閣議決定された「日本成長戦略」¹では、「ベストオーナー原則（筆者注：原注略）に基づく事業ポートフォリオ転換」を促進すると示されている。一般的にベストオーナー原則とは、M&A や事業再編に当たって、ある事業を保有することについて自社が最もよい所有者であるのか、といった観点で検討することを指す。自社のある事業が黒字であったとしても、他の企業の傘下に入るか、独立した企業となる方が成長の可能性が高いと判断した場合には、売却等を検討すべきである、といった文脈で用いられることが多い。2026 年 7 月 21 日に公表された 2026 年改訂版「コーポレートガバナンス・コード」²や「成長投資ガイダンス」³においても経営資源の適切な配分やベストオーナー原則に触れられており、政策全体として事業ポートフォリオの見直しを促す姿勢がうかがえる。

経済産業省は 2027（令和 9）年度税制改正要望において、「事業ポートフォリオ転換・強化促進税制の創設」⁴を求めた。この措置は、企業に成長投資を通じた投下資本の戦略的な再配分・拡大を促す意図がある。本稿では、想定される税制措置の内容や、今後の論点となり得る事項について解説する。

2. ベストオーナー税制の見通し

経済産業省が創設を要望した「事業ポートフォリオ転換・強化促進税制」（以下、ベストオーナー税制）は、企業が一定期間内に事業等の売却と買収を行う場合の法人税の課税繰延べを内容とするものである。現行制度では、企業が事業等を売却し、売却益を他の損金と相殺した後も所得が生じる場合は法人税が課税される⁵。売却益への課税によって買収等の原資が目減りすることが、事業の入替えを抑制する重要な要因の一つであるとして、一定期間内に事業等の売却と買収を行う場合に売却益への課税を繰り延べる措置を想定している（図表 1）。

経済産業省は背景として、日本企業の投下資本のうち約 65%が資本コストを下回る価値毀損セグメントに配分されていること、経済安全保障の観点から競争力・技術基盤の強化が求められること、改訂コーポレートガバナンス・コードが事業ポートフォリオの見直し等に関する説明を求めていることを挙げている。同要望では、産業競争力強化法に基づく計画認定を受けた企業を対象とし、一定以上の生産性向上の見込みを要件とする方向が示されている。制度の実現の可否や詳細な制度設計は、2027 年度税制改正の議論を経て決まる。

¹ 「日本成長戦略」（2026 年 7 月 21 日閣議決定）

² 金融庁・東京証券取引所「[コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～](#)」（2026 年 7 月 21 日）

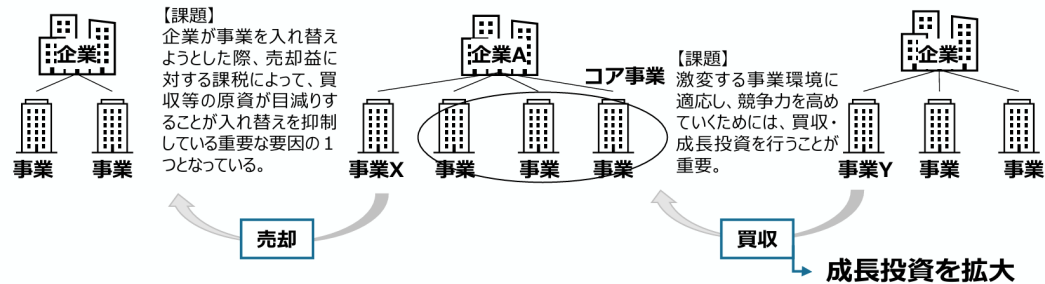
³ 経済産業省「[成長投資ガイダンス](#)」（2026 年 7 月 21 日）

⁴ 令和 9 年度税制改正要望（経済産業省）「[事業ポートフォリオ転換・強化促進税制の創設](#)」

⁵ 2026 年現在の法人税の実効税率は約 30%である（2026 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度からは防衛特別法人税が課される）。

図表 1：要望されているベストオーナー税制の概要

□ 要望内容：一定期間内に事業等の売却と買収を行う際の売却益に対する課税繰延



（出所）経済産業省「令和9年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】」（2026年8月31日）p.10より抜粋

制度設計において注目される点は複数ある。まずは、対象となる「売却」と「買収」の範囲である。「売却」の範囲は明らでないが、要望書における減収額の試算では事業譲渡に加えて株式売却も考慮されているため、単純な事業譲渡に加えて子会社株式の売却も対象になると考えられる。「買収等」の範囲としては、株式取得や事業譲受けに限るか、設備投資や研究開発投資までも含めるかによって、制度利用のハードルが変化することになる。また、売却先や買収対象に外国企業・外国ファンドを含めるかも論点となろう。国内投資促進の観点からは対象を国内に限定する方向が考えられる一方、海外 M&A を除外すれば企業の選択肢を狭めることになる。加えて、買収した事業への一定の投資が要件になる可能性も報道されている⁶。

次に、期間と順序である。ベストオーナー税制では、一定期間内に売却と買収の両方を実施しなければならない。「一定期間」について5年程度が想定されている旨の報道⁷もあり、今後の動向が注目される。加えて、買収が売却に先行する場合を認めるかが論点となる。本来、事業の売却と買収は別個の経営判断で行われるケースが多いと考えられ、必ずしも売却が買収に先行するとは限らない。税制の要件として求められる順序の厳格さも注目される。

続いて、課税繰延べ額の算定方法である。売却益の全額を繰り延べるのか、再投資額（買収価額）に応じて按分するのか、繰延べ割合の大きさ、などが論点となる。

最後に、認定要件の内容である。「生産性向上」をいかなる指標で測定するかは現時点で明らでない。現状、産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定においては、修正 ROIC（投下資本利益率）・固定資産回転率・従業員1人当たりの付加価値額のいずれかの向上を要件としている⁸。ベストオーナー税制において、資本コストを上回る価値創造を確認できる新たな指標を基準に取り入れるかが注目されるが、要件が複雑化すれば活用が進まないおそれもある。

⁶ 読売新聞「企業が一定期間内に事業を売却・買収なら『売却益への課税』繰り延べ要望へ…経産省方針、『稼ぐ力』向上」（2026年8月25日）

⁷ 前掲脚注6記事。

⁸ 修正 ROIC の2%pt の向上、固定資産回転率の5%の向上、従業員1人当たり付加価値額の9%の向上のうちいずれかを達成することが見込まれることが求められる。それぞれの算出方法は、経済産業省「[産業競争力強化法における事業再編計画の認定要件と支援措置について](#)」を参照。

3. 企業の選択肢拡大に期待

政策として事業ポートフォリオの見直しが重要なテーマとなる中、日本企業による事業売却は増加傾向にある。2025 年の日本企業の M&A 件数は 5,115 件と 2 年連続で過去最多を更新し、このうち、上場企業が事業や子会社を売却する「カーブアウト系」の案件は 475 件で、前年比 13.9%増加した⁹。資本コストや株価を意識した経営への要請やアクティビストからの圧力などを背景に、事業再編が進んでいるとみられる。

適格要件を満たしたスピノフ（パーシャルスピノフを含む）や会社分割では、移転する資産に対する課税が繰り延べられるように、事業の切出しについては既に一定の税制措置が設けられている。ベストオーナー税制も事業の切出しを促進するための税制措置の一種であるが、単に売却するだけでは適用対象とならず、売却と買収の両方が求められる点が特徴である。より成長投資に重点が置かれているといえよう。確かに、企業価値向上の観点から考えると、売却は事業ポートフォリオ転換の入口にすぎず、売却で得た資金を成長分野にいかに関再投資するかが重要だ。ベストオーナー税制には、売却と再投資を一体で後押しすることによる、売買双方の活性化が期待される。

一方で、制度が実際に活用されるかは制度設計次第であり、政策効果と実務上の使いやすさを両立させる制度設計が望まれる。使い勝手がよい制度となれば、企業にとって事業再編の選択肢が広がるだろう。今後、2027 年度税制改正に向けた議論は年末にかけて本格化し、与党の税制改正大綱において実現の可否や制度の骨格が示される見込みである。

【以上】

⁹ MARR Online [M&A 回顧] 2026 年 2 月号 376 号 (2026/01/05) 「[2025 年の M&A 回顧 \(2025 年 1-12 月の日本企業の M&A 動向\)](#)」 (2026 年 10 月 21 日最終閲覧)
